SPECIAL REPORT

本会が平成22年度の計画生産、事業計画決定

本会は2月12日に開いた理事会で、平成22年度の計画生産対策を決定した。また、3月3日に理事会・通常総会を開き、22年度の事業計画、収支予算を決定した。

3年ぶりの減産型計画生産も「3階建て」導入で弾力的な仕組みに

22年度の計画生産目標数量は749万7000㌧で21年度の生乳受託販売実績見込み対比（前年比）1・3％減と設定、19年度以来3年ぶりの減産型計画生産となった。

22年度の計画生産対策の実施にあたっては、計画生産目標数量を「3階建て」の仕組みとした。日本酪農乳業協会（Jミルク）の単年度の国産生乳需要予測数量を前提にした場合は大幅な減産となり、酪農生産基盤の弱体化を招く懸念がある。このため、計画生産目標数量を「3階建て」（**図1**）とすることで、今後3年程度の中期的な需給動向を見据えた弾力的な計画生産とし、かつ22年度末の乳製品在庫量が21年度末以上に増加しないように配慮した。

図1

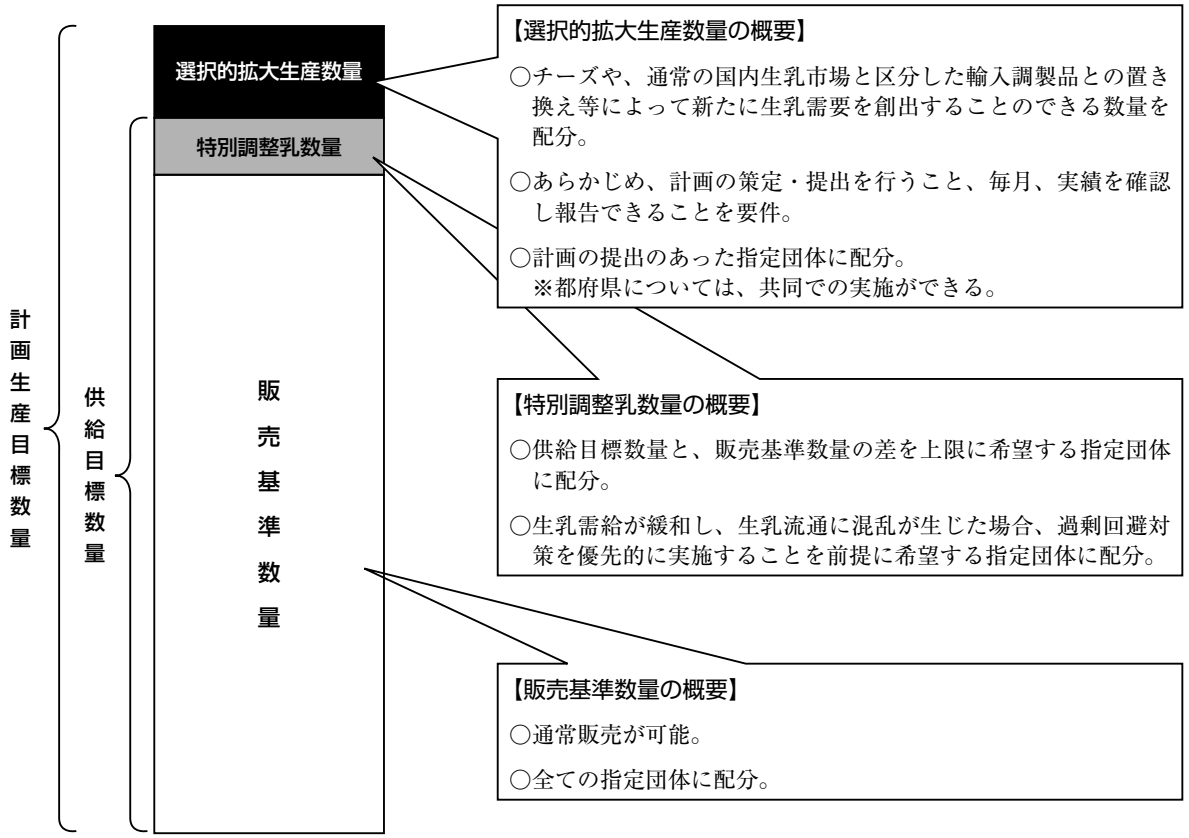

1階部分の「販売基準数量」は、Jミルクのバターベースと脱脂粉乳ベースの国産生乳需要予測数量の中央値（746万8000㌧）から、計画生産対象外のチーズ向け50万5000㌧を除いた数量に、インサイダー率97・1％を乗じた数量を設定した。このうち、新規就農枠2500㌧を差し引いた675万9000㌧（前年比5・5％減）を全指定団体に配分する。

また、2階部分に「特別調整乳数量」、3階部分に「選択的拡大生産数量」をそれぞれ設け、2つの数量で合計73万8000㌧（仮配分数量）を設定した。

この結果、1階から3階部分を合計した計画生産目標数量は749万7000㌧で1・3％減と減産幅を圧縮した。このうち、北海道は前年並みの382万9000㌧、都府県は2・7％減の366万9000㌧。

図2　生乳計画生産目標数量のイメージ

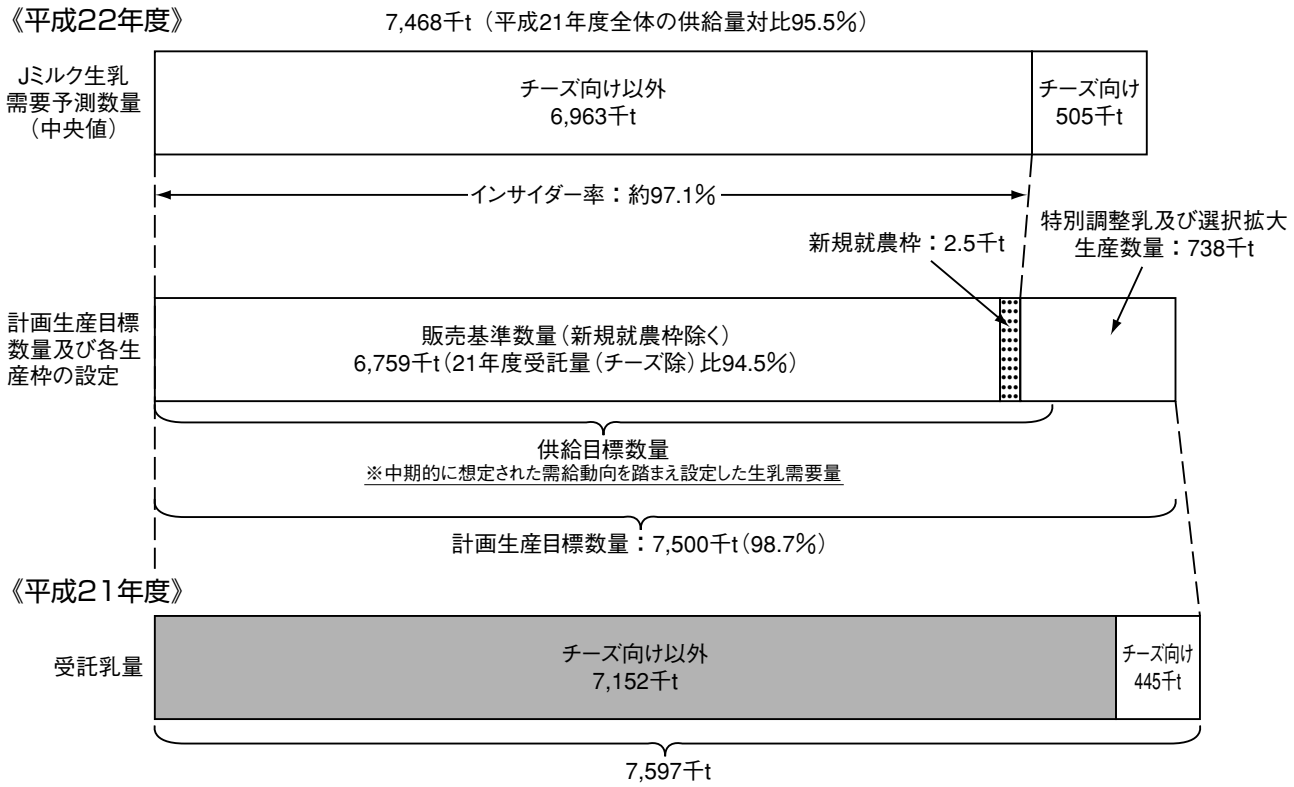

特別調整乳数量は過剰回避対策 選択的拡大数量は確実な置き換えが要件

特別調整乳数量は、本会が独自に３年程度の中期的な需給動向を踏まえて設定した生乳供給目標数量と、販売基準数量の差を希望する指定団体に配分する数量。ただ、生乳需給が緩和し、生乳流通が混乱した場合、指定団体が中酪に配分数量を返還するなど、生乳の過剰を回避する対策の実施が前提となる。

選択的拡大生産数量は、生乳生産量の安定的な確保を期待する地域、指定団体が、チーズ向け、全乳哺育向けに加え、通常の国内の生乳市場と区分した輸入調製品との置き換えなどで新規需要を創出し、その実績が確認できる場合に配分する。指定団体は事前に計画を策定、提出し、毎月の実績を確認して本会に報告することが要件となっている。なお、都府県の指定団体は、他の指定団体、全国連、中酪と共同で置き換えなどに取り組むことができる。

ペナルティー、未達は廃止 超過は数量と金銭の両方を実施

また、計画生産の未達、超過の場合のペナルティーについては、減産型計画生産のため、未達ペナルティーは休止する。しかし、超過ペナルティーは、21年度と同様に、供給目標数量の１％を超過した分は次年度の販売基準数量を削減する「数量ペナルティー」と、超過数量分に１㌔40円を課す「金銭ペナルティー」を実施する。

本会は２月12日の理事会で、各指定団体に計画生産目標数量を仮配分し、最終的な目標数量が確定するのは４月以降となる。

適切な需給調整に取り組む・茂木会長 関連対策の円滑な実施に協力を・倉重課長 需要増となる事業実施・内藤副理事長

一方、本会は３月３日の理事会・通常総会で、22年度の事業計画、収支予算書を決定した。

総会で主催者挨拶した茂木守本会会長は「10年度計画生産は需要に見合った生乳生産の調整を図りつつ、特別調整乳の設定で弾力的な計画生産を実施する。また、22年度畜産物価格・関連対策を活用したチーズ、液状乳製品向けの新規需要創出で酪農生産基盤をしっかりと確保しながら、生乳流通の安定が図られるよう適切な需給調整対策に取り組む」と述べた。

また、茂木会長は「ＷＴＯ交渉、農業基本計画や酪

肉近代化基本方針の検討を踏まえながら、酪農が中長期で安定的に発展するための総合的な対策として指定団体の機能と役割を強化しながら人材の育成、安全・安心対策、最も重要なマーケットである牛乳消費の安定を図る必要がある」と強調。さらに「４月から公益法人の事業仕分けが始まる。本会事業をめぐる環境変化に対応するために、事業の選択と集中、一層の効率化を図り、会員の要望に応えられる業務体制の確保に努力する」と語った。

総会には農水省牛乳乳製品課の倉重泰彦課長、農畜産業振興機構の内藤邦男副理事長が来賓出席した。

倉重課長は22年度畜産物価格等の決定について「加工原料乳補給金単価は据え置き、限度数量は10万㌧削減したものの、チーズ、生クリーム等向けで緊急的に需要を創出する生乳需要創出緊急対策支援事業を措置した。一般予算の国産チーズ供給拡大・高付加価値化対策事業と併せて、需給改善を図っていきたい」と述べた。また、「昨年の事業仕分けで縮減された消費拡大対策については、実需につながる取り組みや地域の提案による特色ある取り組みを支援する内容に重点化した。この中には、酪農教育ファーム活動の支援を入れた。これらを確実に実施することで、生乳需給の改善と酪農経営の安定を進めていきたい。指定団体は酪農家への説明と関連対策の円滑な実施、需要に見合った生乳生産に協力してほしい」と酪農現場に期待を寄せた。

内藤副理事長は「22年度は需要拡大が大きな関心事項だ。消費者に直接働きかけ、牛乳乳製品の需要増に結びつく事業を実施していきたい」と述べた。

■「牛乳に相談だ。」活動内容を見直し継続実施 酪農教育ファームなど理解醸成活動も継続 人材育成、戸別所得補償対応にも重点

総会では、事業計画として、消費拡大と酪農理解促進活動などを実施する国産生乳需要定着化促進事業の基本方針を決めたほか、①指定団体などの人材の育成、確保②酪農版戸別所得補償制度への提言③生乳の安全・安心確保のため酪農家の記帳・記録の完全実施に向けた支援体制の充実―などを決めた。

このうち、国産生乳需要定着化促進事業は、牛乳消費喚起対策事業と酪農理解醸成消費者対策事業の２事業を実施する。

牛乳消費喚起対策事業は、21年度で終期となる「牛乳に相談だ。」キャンペーン（牛乳消費安定・飲用需

給構造改善事業、17年度から５年間、総額40億円）の後継事業となる。22年度の予算額は酪農家の拠出金（牛乳等向け１㌔15銭）を財源に、総額５億6322万円で実施する。

基本的な戦略としては、22年度から３年間で牛乳消費の急激なマイナス傾向を解消するため、若齢層の子どもがいる30代の母親層を対象に、牛乳の新たな価値の開発や訴求を図り、牛乳と他飲料の混ぜ飲み、食材利用など飲用以外の牛乳の利用拡大を目指していく。

本会は19年秋から、指定団体、農協、酪農家と連携して酪農経営の窮状と乳価値上げを訴えた「NO MILK NO LIFE」活動を展開し、その後の乳価と小売価格の値上げを実現した。この活動を通じて、消費者に伝える情報の信用性を高めるには、酪農家の顔や思いが消費者に見えることが重要であると分かった。このため、22年度からは従来のテレビコマーシャル中心の活動から、真面目で一生懸命な酪農家が消費者に牛乳の価値を伝え、理解してもらうコミュニケーション運動へ転換する戦術をとることにした。

全国段階では「牛乳に相談だ。」キャンペーンで取り組んできた食品企業や小売業と連携した販促活動を行い、地域段階では酪農家が参加した消費者とのコミュニケーション活動を強化する。なお、過去５年間の取り組みで認知率が高まった「牛乳に相談だ。」のキャンペーンブランドは当面、継続使用する。

詳細な事業計画（３年間）は、中酪、指定団体、全国連、外部の専門家などで構成する「牛乳消費喚起戦略推進会議」（仮称）を４月中旬に開催して決め、６月の牛乳月間から一部の取り組みを始め、10年度下期以降に本格的な活動を展開する。

酪農理解醸成消費者対策事業については、日本酪農の価値を国民に広く理解してもらうための活動を引き続き、展開する。具体的には、子ども、教育関係者、母親層、小売業者をターゲットに、酪農教育ファーム活動、機関誌「ミルククラブ」の発行などを通じて、酪農への理解醸成を図る。また、地域交流活動の一環として、今年10月に北海道で開催される全国ホルスタイン共進会で消費者交流活動を実施する。22年度の予算額は酪農家の拠出金（全生乳１㌔４銭）を財源に総額３億1014万円で実施する。

22年度の事業の基本的な考え方は次の通り。

１）酪農産業基盤安定強化対策

酪農産業基盤安定強化対策は、21年度の酪農基本問題委員会で整理した課題をもとに、最近の生産基盤の現状を踏まえつつ、生産者組織としての具体的な対応策を推進する。

また、乳製品の貿易問題は、今後のＷＴＯ農業交渉やＦＴＡ交渉等の帰趨によっては、厳しい対応を迫られることも考えられるため、その動向を注視しながら、関係団体と連携した取り組みを進める。

２）生乳計画生産・需給調整対策

22年度の生乳計画生産対策は、生乳生産基盤への配慮や、生産条件の違いを背景にした計画生産手法への多様な要求を踏まえ、計画的で安定的な酪農経営に取り組むことができるような対策を設定する。

具体的には、計画生産目標数量をＪミルクの予測数量に基づく「販売基準数量」及び中長期的に想定される需給動向を踏まえて配分する「特別調整乳数量」並びに新規需要の創出を必要とする「選択的拡大生産数量」を設定し配分する。

なお、特別調整乳数量及び選択的拡大生産数量の適切な運用を推進するため、期中に予期せぬ需給変動が発生した場合の過剰回避対策の適切な運用を推進するとともに、指定団体によるチーズ、生クリーム等液状乳製品、脱脂乳向け生乳の新規需要創出の取り組みを支援する。

３）生乳取引・価格安定対策

22年度の生乳需給に関しては、わが国の経済や海外乳製品市況等の流動的用要素が大きく、今後の動向が不透明な状況にある。このため、期中の生乳及び牛乳乳製品の需給変動に対応した広域的な用途別需給調整が推進されるよう、指定団体を支援するとともに、生産基盤の維持と経営の安定に資するため、情報の収集や提供を図りながら、生乳取引価格の安定を図る。

なお、加工原料乳補給金単価、限度数量、生乳流通や酪農経営の安定等に資するための酪農関連対策については、酪農経営や生乳流通の実態、生産者の意向が十分に反映されるよう、関係組織と連携して取り組む。

特に、23年度からの実施が予定されている酪農への戸別所得補償制度は、酪農経営の特性、生乳の流通や価格形成の実態、現行の不足払い制度が果たしている

機能等を十分に踏まえた対策となるよう、必要な対応を図る。

4）生乳生産団体の機能強化対策

わが国酪農の生産基盤の弱体化が大きな課題となっている中で、生乳の円滑な需給調整と取引、さらには酪農経営の安定を図っていく観点から、一層の指定団体機能の強化が求められている。このことから、今後の指定団体組織の業務範囲や役割等について検討を行うとともに、これまで取り組みを進めてきた集送乳及び広域検査体制のもと、生乳生産・供給情報の集約化と活用を進め、流動的な需給情勢に即応できる体制整備等の支援を継続実施する。

なお、これらを円滑に進めていくことなどから、指定団体及びその会員組織等における総合的な実務能力の向上を図るため、人事交流制度の推進及び研修プログラムの企画・実施を通じ、人材の育成・確保を図るとともに、需給調整機能強化全国支援事業の適切な運営に努める。

さらに、指定団体の指導力等の強化を図るため、指定団体への各種情報の提供等を通じた支援を実施する。

5）国産産生乳需要定着化対策

牛乳市場は、わが国酪農にとって最も重要なマーケットである。したがって、牛乳消費の安定的な維持・拡大を目指した活動を今後とも粘り強く進めていくことが不可欠である。

しかし、「牛乳」に象徴される「戦後日本型食生活」そのものが、すでに成熟化して伝統的な食生活スタイルになっており、人口減少や他食品との厳しい競争もあることから、従来のような牛乳市場の拡大は困難な状況にある。

また、消費者とのコミュニケーション活動をめぐる情報環境も、最近は劇的に変化し、従来型のマスメディアのみに依存した広告活動には大きな限界が生じてきた。

こうしたことから、17年度から実施してきた生乳需給改善緊急５カ年対策（牛乳消費安定・飲用需給構造改善事業＝「牛乳に相談だ。」キャンペーン）の成果と課題を踏まえ、新たな牛乳に係るマーケティング活動として、「牛乳消費喚起対策事業」を３カ年計画で推進する。

また、わが国酪農が今後、安定的に発展していくためには、「わが国に酪農が存在する価値＝日本酪農の価値」について、国民各層に理解してもらうとともに、多くの生活者から評価される酪農の多様な価値をさらに発展させていくことが、何にも増して重要である。

さらに、酪農生産現場を消費者が身近に感じ、酪農家の努力や工夫に対する消費者の共感や支持を獲得することを通して、酪農家と消費者の揺るぎない信頼関係を形成することが不可欠である。

こうした観点から、酪農理解醸成消費者対策事業については、これまでの成果を踏まえ、さらに強化して継続する。

6）生乳生産基盤強化対策

生乳需要が減少するなかで、輸入品と一定の競争力を有するチーズの普及を通じ、チーズに仕向けられる国産生乳の需要拡大を図るとともに、社会的な意識の高い環境への配慮を基本とした資源循環型酪農経営を行う酪農家を支援する対策などを推進する。

また、ＢＳＥ対策及び残留農薬対策を継続して推進する。

7）生乳の安全・安心・品質管理対策

国民の国産志向の高まりを踏まえ、生乳生産現場での安全・安心の取り組みのさらなる強化が求められている。

このため、生産履歴等について、重要な記録項目の設定を行うなど、確実な記録とその保管が達成されるよう取り組みを進めるとともに、酪農家の取り組みに対するサポート体制を充実させる。

また、生乳検査に係る精度管理の徹底と高度化を推進するため、Ｊミルク及び日本乳業技術協会等と連携して、生乳検査精度管理認証制度の円滑な促進を図る。